

大規模工場等の洪水時の 浸水防止計画作成の手引き

小田原市防災対策課

平成28年3月

「〇〇〇〇施設名」 浸水防止計画

平成〇年〇月

「〇〇〇〇（施設名）」における洪水時等の浸水防止計画

【記載例】

<目次>

1	計画の目的	1
2	計画の適用範囲	1
3	防災体制	2
4	情報収集及び伝達	5
5	浸水防止に関する活動	6
6	従業員等の避難誘導	6
7	浸水の防止を図るための設備及び資機材等の整備	8
8	防災教育及び訓練	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合）	8

<対象施設>

この「大規模工場等の洪水時の浸水防止計画作成の手引き」の対象とする施設は、水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき、「小田原市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例」で定めた用途(工場、作業場又は倉庫)及び規模(延べ面積10,000平方メートル以上)に該当する大規模工場等(以下「大規模工場等」という。)です。

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の4第1項に基づくものであり、「〇〇（施設名）」の洪水時の円滑かつ迅速な浸水の防止等を図ることを目的とする。

(2) 計画の修正

必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

<報告事項>

水防法第15条の4第2項では、大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告することとなっております。また、当該計画を変更したときも、同様です。

2 計画の適用範囲

(1) この計画は、「〇〇（施設名）」に勤務する全ての者に適用する。

(2) 施設の状況

延べ面積	人 数			備 考
	昼 間	夜 間	休 日	
m ²	約 名	約 名	約 名	

○ 従業員が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

3 防災体制

防災体制は、次の目安により必要に応じて体制を確立します。

体制区分	体制確立の判断時期	活 動 内 容	対応組織
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報発表 〇〇川（△△地点）氾濫注意情報発表 	各班へ注意体制を確立した旨を連絡	総括管理者
		気象情報等の情報収集・伝達	情報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報の発令 洪水警報発表 〇〇川（△△地点）氾濫警戒情報発表 	警戒体制を確立した旨を各班に連絡	統括班
		洪水予報等の情報収集	情報班
		浸水対策に使用する資器材の準備	警戒活動班
		関連業者等へ対応状況等の情報提供	総括班
		全従業員への発表情報等の通知	情報班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告又は避難指示の発令 〇〇川（△△地点）氾濫危険情報発表 	浸水防止対策指示	統括管理者
		関連業者等への発令内容、対策実施等の周知	統括班
		全従業員への発令内容、対策実施等の周知	情報班
		洪水予報等の情報収集及び周辺の浸水状況の把握	情報班
		従業員等の避難誘導の実施	警戒活動班
		浸水防止対策の実施	警戒活動班

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括責任者）の指示命令に従うものとします。

○ 洪水予報、水位到達情報は、住民避難に資することを目的とした情報であるため、当該施設における浸水防止対策の体制確立の判断基準として活用が妥当かについて検討してください。

<防災体制>

- 洪水時の体制区分、体制確立の判断時期、活動内容及び活動を実施する要員を検討・記載してください。

<体制区分>

- 体制は、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。

<体制確立の判断時期>

- 体制確立の判断時期は、内水氾濫や河川氾濫の危険性、浸水防止の準備に要する時間、従業員の避難に必要な時間等を考慮して設定してください。上記「3 防災体制」は早めに対応する場合を基準に示しています。
- 複数の河川の浸水想定区域内に位置している施設においては、それぞれの河川の氾濫の危険性を考慮して検討してください。

<活動内容>

- 平常時及び気象情報の収集から浸水防止対策の実施までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討してください。

<対応要員>

- 各活動を実施する要員を検討してください。
- 夜間や休日など、当該施設の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮してください。

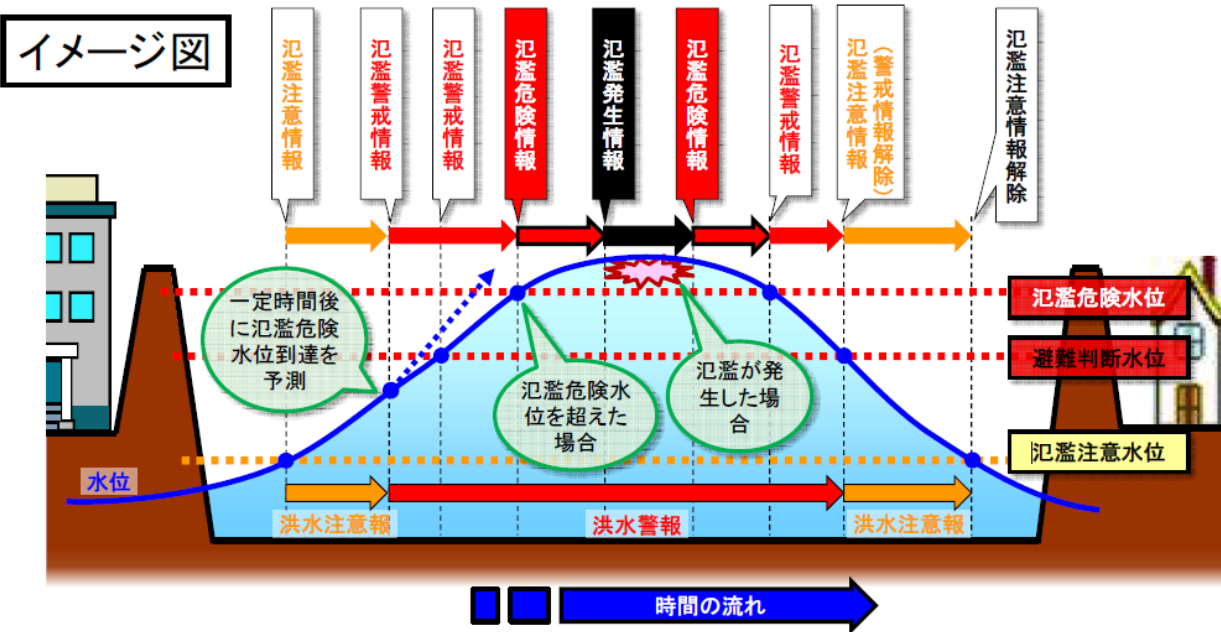
<用語の解説>

警報・注意報種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報（※）	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※ 洪水に関する特別警報はない。

◆資料 1 : 小田原市 警報・注意報発表基準一覧表

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要配慮者に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 （自力で避難することが困難な方の避難を検討）
〇〇川氾濫警戒情報	【洪水予報】 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市長の避難準備情報の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 【水位到達情報】 〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 （自力で避難することが困難な方の早期避難が必要な場合がある）
〇〇川氾濫危険情報	〇〇川の水位が氾濫危険水位（市長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階



◆資料 2 : 水位観測所・量水標一覧表（平成 27 年 4 月）

4 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する情報

(ア) 気象情報

(イ) 洪水予報・河川水位到達情報

(ウ) 行政機関からの情報（避難所の開設、避難準備情報、避難勧告などの避難に関する情報など）

イ 収集手段

(ア) 小田原市防災メールに登録する。

(イ) 横浜地方気象台、神奈川県雨量水位情報、小田原市ホームページ等のインターネットから収集する。

(ウ) テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

(エ) 施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

<施設周辺等の確認>

○ 浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなどについても注意してください。また、避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるかなど、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。

ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険ですので、施設内から確認するなど、安全に配慮してください。

(2) 情報伝達

ア 気象情報、洪水予報等が発表された場合

別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 場内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等の情報の周知を図る。

ウ 警戒体制から非常体制に移行した場合には、市水防本部に「これより浸水防止対策を実施する」旨を連絡する。

エ 浸水防止対策の完了後、市防災対策課（水防本部）に対策が完了した旨を連絡する。

○ 緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）は、あらかじめ定めておく必要があります。その際、一般的には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なるため（体制が進むごとに共有すべき者は増えます）、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望ましいです。

○ 市防災対策課（水防本部）への連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調整しておく必要があります。

5 浸水防止に関する活動

(1) 防水板等の設置基準は以下のとおりとする。

- ア ○○川○○水位観測所において、水位が○. ○mを超過した（又は、氾濫警戒情報が発表された）場合
 - (ア) 速やかに□□棟東側通用口及び◇◇棟東側通用口に防水板又は土のうを設置する。
 - (イ) 避難完了後、その他の開口部について防水板又は土のうを設置する。
- イ 大雨特別警報が発表された場合
 - 速やかに○○棟資材搬入口及び△△棟資材搬入口に防水板又は土のうを設置する。
- ウ その他浸水が予想される場合
 - 統括管理者が指示する時期に指示する開口部について防水板又は土のうを設置する。

(2) 非常体制を確立したときは、速やかに○○設備を○○棟2階○○室まで移動する。

- 防水板等の設置する時期については、防水板又は土のうの設置に要する時間や浸水の危険度などを踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。上記(1)アは比較的早めに対応する場合を示しております。
- 防水板等を設置する開口部については、洪水ハザードマップなどを参考に設定することも考えられますが、洪水ハザードマップの想定を上回る規模の降雨等が発生する可能性もあることから、水の浸入が想定される全ての開口部に対策を講ずることが望ましいです。
- 早期復旧の観点から、重要な設備等の浸水を防止するための対策（設備の移動、危険物の流失防止等）について記述することも考えられます。

6 従業員等の避難誘導

(1) 風水害等避難所（風水害等一時避難施設）または上階への避難

風水害等避難所（最寄りの小学校など）または、本施設の2階、3階など上階へ避難するものとする。

◆資料3：風水害等避難所（風水害等一時避難施設）一覧

(2) 避難開始時期

避難勧告等が発令された場合、速やかに避難を開始する。

(3) 避難経路

避難経路については、防水板等を設置する出入口は使用しないものとする。具体的な避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりとする。

(4) 避難誘導方法

ア 避難する際は、エレベータ及びエスカレータを停止する。

- イ 場内放送及び掲示板を用いて、周辺の浸水に関する情報、避難を開始すること、誘導員の指示に従うこと、〇〇出入口（避難と並行して防水板等の設置を行う出入口）は避難経路として使用できないこと、エレベータ等は使用できないことを従業員等に周知する。
- ウ 避難誘導にあたっては、別紙〇「避難経路図」に示す位置に避難誘導にあたる者を配置する。
- エ 避難誘導にあたる者は携帯拡声器を活用して避難誘導を行う。
- オ 避難経路として使用しない出入口にはコーンを用いて進入禁止の措置を講じる。
- カ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- キ 停電に備え、別紙〇「避難経路図」に示す位置に電池式照明器具を設置するとともに、避難誘導にあたる者は懐中電灯を携帯する。

＜避難所の指定＞

- 最寄りの避難所については、事前に市防災対策課にお問い合わせください。
- 洪水ハザードマップの浸水深よりも計画対象施設の上層階が高く、従業員等を収容可能な場合には、当初から計画対象施設の上層階に避難することが可能です。
- 上層階へ避難する場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な備蓄や市防災対策課（水防本部）との連絡体制の確保、最低限必要な照明等の準備を整えておくなどの留意が必要です。

＜避難経路の設定＞

- 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップには、避難経路となる道路の他、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定してください。
- エレベータやエスカレータは停電により途中で停止する可能性があるため、避難にあたっては使用しないこととし、避難に先立って停止させるものとしてください。
- 避難誘導にあたる者の配置については、避難経路と併せてあらかじめ定めておくものとしてください。
- 避難誘導方法については、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定め準備しておく必要があります。特に、停電に備えた対応について十分に検討してください。

7 浸水の防止を図るための設備及び資器材等の整備

情報収集・伝達及び浸水防止対策の際に使用する設備及び資器材等については、次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

活動の区分	使用する設備及び資器材等
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリーなど 施設内の（一時）避難のための水、食料、医薬品、寝具、防寒具など
浸水防止対策	防水板、土のう、ブルーシート、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケットなど

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

- ここでは、現時点において浸水防止対策が必要となった場合に、情報収集・伝達及び浸水防止対策に使用する設備及び資器材等について記載するものとし、記載した設備及び資器材等は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとします。
- 停電時において使用する懐中電灯や予備電源等の設備及び資器材等について検討し、記載するものとします。

8 防災教育及び訓練

- (1) 毎年〇月に従業員等を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年〇月に情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止対策に関する訓練を実施する。

- 洪水時の浸水の防止を図るためには、浸水防止計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- 研修や訓練には、洪水ハザードマップなどを参考にしてください。

9 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合）

- (1) 別添「〇〇施設自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。

<自衛水防組織の編成>

- 休日・夜間の従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、非常参集も考慮して編成に努めてください。
- 夜間や休日など、当該施設等の外にいる従業員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮してください。

- ア 出水期前に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員等を対象として研修を実施する。
- イ 自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止対策に関する訓練を実施する。

<報告事項>

- 水防法第15条の4第2項では、大規模工場等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長へ報告することとなっております。また、当該事項を変更したときも同様です。
- 水防法施行規則第12条において、① 統括管理者の氏名及び連絡先、自衛水防組織を設けた場合、② 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置、③ 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を定めて、遅滞なく、市長へ報告することとなっております。また、当該事項を変更したときも同様です。

<適用>

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。

「〇〇施設名」自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、浸水防止計画に基づく洪水時の円滑かつ迅速な浸水の防止等を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、統括・情報班及び警戒活動班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) △△室（最低限、通信設備を有する場所とする）を自衛水防組織の活動拠点とし、統括管理者、統括管理者の代行者及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員等の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間に所在する従業員等のみでは十分な体制を確保することが難しい場合、管理権原者は、新たな従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品等を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、浸水防止計画に基づき情報収集、従業員等の避難誘導及び浸水防止対策等の活動を行うものとする。

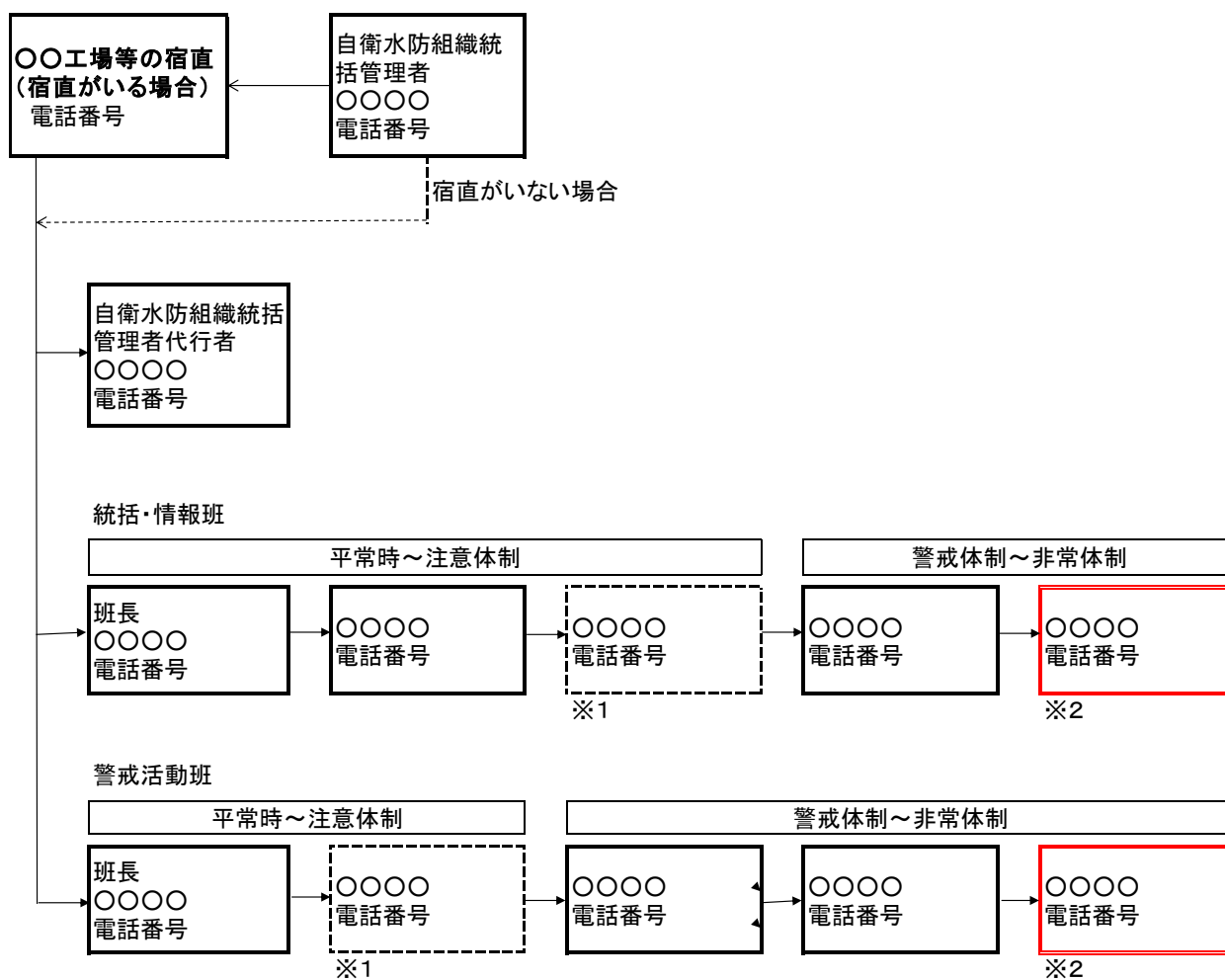
自衛水防組織の編成及び任務

統括管理者	任 務	
〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・伝達、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。 ・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資器材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。 	
	統括管理者代行者	任 務
	〇〇〇〇	統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。
	総括・情報班	任 務
	役職及び氏名 班長 〇〇〇〇 班員 〇名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ……	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・洪水予報等の情報の収集・伝達 ・関係者及び関係機関との連絡 ・場内放送による避難の呼び掛け ・従業員等の避難誘導 ・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資器材等の点検・整備及び訓練の実施等
	警戒活動班	任 務
	役職及び氏名 班長 〇〇〇〇 班員 〇名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ……	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止対策準備及び浸水防止対策の実施 ・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資器材等の点検・整備及び訓練の実施等

自衛水防組織装備品リスト

班	使用する設備及び資器材等
統括・情報班	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリーなど 施設内の（一時）避難のための水、食料、医薬品、寝具、防寒具など
警戒活動班	防水板、土のう、ブルーシート、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケットなど

「〇〇（施設名）」緊急連絡網（自衛水防組織設置の場合）



※1: 注意体制へ移行する場合、最後の人は連絡を受けた旨を〇〇工場等の宿直(宿直がない場合は、自衛水防組織統括管理者)に連絡する。

※2: 非常体制へ移行する場合、最後の人は連絡を受けた旨を〇〇工場等の宿直(宿直がない場合は、自衛水防組織統括管理者)に連絡する。

小田原市 警報・注意報発表基準一覧表

平成 26 年 10 月 9 日現在
発表官署 横浜地方気象台

種 類	注 意 報		警 報	
大 雨 (浸水害)	平坦地	R 1 =30mm	平坦地	R 1 =50mm
	平坦地以外	R 1 =40mm	平坦地以外	R 1 =70mm
(土砂災害)	土壌雨量指数	75	土壌雨量指数	108
洪 水	平坦地	R 1 =30mm	平坦地	R 1 =50mm
	平坦地以外	R 1 =40mm	平坦地以外	R 1 =70mm
流域雨量指数	早川流域 21 狩川流域 9		早川流域 26 狩川流域 18	
大 雪	24 時間降雪の深さ 平地 5cm 以上 山地 20cm 以上		24 時間降雪の深さ 平地 20cm 以上 山地 50cm 以上	
暴 風	-		25m/s 以上	
強 風	12m/s 以上		-	
暴風雪	-		25m/S 以上 雪を伴う	
風 雪	12m/s 以上 雪を伴う		-	
波 浪	2.5m 以上		5.0m 以上	
高 潮	1.1m 以上		1.3m 以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合		-	
乾 燥	最小湿度 35%以下 実効湿度 55%以下		-	
濃 霧	視程：陸上 100m 以下 海上 500m 以下		-	
霜	最低気温 4℃以下（発表期間は 原則として 4 月 1 日～5 月 20 日）		-	
低 温	夏期：16℃以下が数日間継続 冬期：-5℃以下		-	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		-	
<p>※ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報を発表している時に、数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測した場合、さらに強く警戒を呼びかけることを目的に発表する情報であり、1 時間雨量が 100mm を越えた場合に発表する。</p>				

〔凡例〕

- ・ R 1 : 1 時間雨量
- ・ 平坦地 : 概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域
- ・ 平坦地以外 : 上記以外の地域
- ・ 山地 : 標高 500m 以上の地域 ・ 平地 : 山地以外の地域

横浜地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

水位観測所・量水標一覧表（平成28年4月変更予定）

○・・・基準水位観測所（各水防支部水防警報発表）

◎・・・基準水位観測所（水防本部水防警報発表）

（単位：m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位	氾濫注意水位から溢水までの高さ	避難判断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	カメラ	
酒匂川	富士道橋	中曽根	1.10	1.40	1.90	2.30	0.90	0.40	県土整備局 （テレメーター）	◎	○
酒匂川	飯泉取水堰	飯泉	9.00	10.00		13.20	3.20		企業庁 （テレメーター）		
狩川	狩川	蓮正寺	1.20	2.50	4.51	5.51	3.01	1.00	企業庁 （テレメーター）	○	○
山王川	東洋橋	久野	0.80	1.30	1.40	2.00	0.70	0.60	県土整備局 （テレメーター）	○	○
山王川	山王橋	浜町	1.10	1.50			3.38		県土整備局 （量水標）		
早川	大窪橋	早川	2.40	2.90	3.20	4.20	1.30	1.00	県土整備局 （テレメーター）	○	○
中村川	坂呂橋	小竹	1.60	2.00	2.71	3.71	1.71	1.00	県土整備局 （テレメーター）	○	○
仙了川	下仙了橋	飯田岡	1.00	1.30			1.10		県土整備局 （量水標）		
森戸川	富士見橋	国府津	3.85	4.30	4.45	4.60	0.30	0.15	県土整備局 （テレメーター）	○	○

参考：平成27年度神奈川県水防計画（平成27年4月）神奈川県

風水害等避難所（風水害等一時避難施設）一覧

No	地区	名 称	所 在 地	備考
1	川西	三の丸小学校	本町 1-12-49	
2		新玉小学校	浜町 2-1-20	
3		足柄小学校	扇町 3-21-7	
4		芦子小学校	扇町 1-37-7	
5		大窪小学校	板橋 985	
6		早川小学校	早川 2-14-1	
7		山王小学校	東町 2-9-1	
8		久野小学校	久野 1561	
9		富水小学校	飯田岡 481	
10		町田小学校	寿町 2-7-25	
11		桜井小学校	曾比 1943	
12		片浦小学校	根府川 534	
13		東富水小学校	中曾根 359	
14		報徳小学校	小台 405	
15		城北タウンセンター いずみ	飯田岡 382-2	
16		県立小田原城北工業高校	栢山 200	
17		県立おだわら諏訪の原公園	久野 3821-1	
18	川東	下府中小学校	酒匂 930	
19		千代小学校	千代 687	
20		下曾我小学校	曾我原 333	
21		国府津小学校	国府津 2485	
22		酒匂小学校	酒匂 5-15-3	
23		曾我小学校	曾我大沢 69	
24		前羽小学校	前川 858	
25		下中小学校	小船 178	
26		矢作小学校	矢作 227	
27		豊川小学校	成田 530-1	
28		富士見小学校	南鴨宮 3-25-1	
29		保健センター	酒匂 2-32-15	
30		生きがいふれあいセンターいそしぎ	酒匂 2-32-15	

※ 上記施設以外についても、災害状況により、他の公共施設を開設します。